

【CloudCore 開発者支援制度に関する約款】

第1条 目的

本約款は、株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ(以下「当社」という)が提供するCloudCore 開発者支援制度(以下「本制度」という)の内容等について定める。

第2条 本制度の利用

1. 利用者とは、本約款を承諾の上、所定の手続きに従い、本制度を申し込み、当社が加入の申し込みを承諾した者のことをいう。
2. 当社は利用者となろうとする者による申し込みを承諾しないことがある。
3. 本制度の内容の詳細は当社ウェブサイトに掲載する。
4. 利用者は、第三者に対して、本制度における権利を譲渡し、または義務を引き受けさせてはならない。

第3条 サーバーの無償貸与

1. 当社は、当社が認める利用者に対し、CloudCore(以下「本サービス」という)のサーバー(以下「本サーバー」という)を無償で提供する。
2. 利用者は本制度の利用における責任者を当社に明示し、いつでも連絡が取れるようにしなければならない。
3. 利用者は、当社の本サービスにおける販促活動に積極的に協力するよう努める。
4. 何らかの理由により本サーバーの無償提供が終了した場合、当社は保管情報をいつでも消去することができる。

第4条 有効期間

1. 本制度の有効期間は当社が申込みを承諾した日より1年間とする。ただし、当社が認めた場合にはさらに1年間延長し、以後も同様とする。
2. 当社は、何らの通知なくして利用者に対する本制度の提供を終了することができる。

第5条 損害賠償

利用者は、本制度の利用において当社に損害を発生させた場合、その損害を賠償する義務を負う。

第6条 免責

1. 当社はその過失の有無を問わず、利用者に対して一切の責任を負わない。
2. 当社が利用者に対して責任を負う場合、その責任は、本制度について利用者が支払った直近の年額相当分を上限とする。

第7条 機密の保持

1. 利用契約の有効期間中か終了後であるかを問わず、利用者は本制度の利用に際して知り得た当社の販売上、技術上その他の業務上の情報を第三者に開示し、または使用してはならない。
2. 利用者は、前項の規定にかかわらず、適用法令、証券取引所の規則、裁判所の判決、決定、命令または行政当局の決定、命令、指導に基づき機密情報の開示または提供を義務付けられる場合には、当社に対して開示または提供の必要性について速やかに通知するとともに、情報の機密性が最大限確保されるような方法により、機密情報の開示または提供を行うことができるものとする。

第8条 本サービスの変更、廃止

当社はいつでも、本制度の全部または一部を変更または廃止することができる。なお、本制度の変更または廃止により利用者が生じた損害については一切の責任を負わない。

第9条 CloudCore サービス利用約款の準用

本制度の利用に関して、当社が定める「CloudCore サービス利用約款」の第25条、第27条、第29条、第31条第1項、および第32条から第34条の規定を準用するものとする。

付則

本約款は平成23年11月15日から施行される。

平成23年11月15日制定